

第1号の2様式（第3条の2関係）

指定催しの指定通知書

鈴消南署第264号

平成30年8月3日

鈴鹿花火実行委員会

実行委員長 田中 淳一 様

鈴鹿市消防長 中西 貞徳



鈴鹿市火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	白子港緑地周辺・砂浜
催しの名称	鈴鹿げんき花火大会2018
催しの開催期間	平成30年9月8日(土) 延期の場合は同月15日, 22日

教示

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。